

# 要 請 書

東京高等裁判所第5刑事部 御中

年 月 日

## 【要請の趣旨】

「三鷹事件」竹内景助氏の第二次再審請求事件（「令和元年（け）第21号」につき「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づき、公正な審議の下、速やかに再審開始を決定されることを要請いたします。

## 【要請の理由】

1949年7月15日、中央線三鷹駅構内で起きた列車転覆致死事件（「三鷹事件」）で死刑判決が確定し、再審を請求しながら無念の獄死を遂げた竹内景助氏の遺族が、2011年11月に死亡再審を申し立てました。

この事件の「確定（死刑）判決」は、竹内氏の脆弱な「自白」と、事件直後に竹内氏を目撃したという証言を根拠としています。

弁護団は第二車両のパンタグラフが上がっていたこと、最後尾車両の前照灯が点灯し・手ブレーキが緩解され・戸閉連動スイッチが非連動（非常時）の位置にあったことなど、専門家の新鑑定書の提出を含め、竹内氏の自白が多くの点で客観的事実に合致せず、「自白の合理的疑い」が生じていることを一貫して主張し、竹内氏単独では実行不可能であることを立証してきました。

また、証拠開示に基づく新たなアリバイ（事故当時竹内氏は自宅にいた）ことについても新証拠として提出し、慎重な審理を要請しました。

さらに目撃証言の脆弱性を明らかにする専門家の実験結果に基づく鑑定書を提出するなど、本人自白と目撃証言を根拠とする「確定判決」は新旧証拠の総合的判断が不可欠なもので、再審申立が正当であり、速やかな再審開始決定を要求してきました。

しかるに申立以来7年8か月を過ぎた2019年7月31日、御庁第4刑事部は、このような様々な指摘に真摯に対応することなく、事実調べ等を一切行わずに「確定判決」に固執した極めて不公正な再審申立棄却決定を下しました。

私たちは強い憤りをもつものです。

国民の基本的人権を擁護することを重要な任務とする裁判所として、また司法（裁判）への国民の信頼を十全なものにするためにも、指摘された様々な問題点について丁寧で慎重公正な審理を行い、早期に再審開始を決定し真実究明のため裁判のやり直しを強く要請するものです。

氏 名	住 所

送付先：「三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会」

〒190-0021 東京都立川市羽衣町2-19-12日本国民救援会三多摩総支部内 042-524-1632

取り扱い団体：国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355